女性活躍・働く世代の健康づくり推進奨励金に関するQ＆A

2026.11

No	カテゴリ	質問	回答
1	健康事業所宣言の実施	加入している保険者において健康事業所宣言の申込受付を行っていない場合はどのように対応すればよいか。	加入保険者において実施していない場合、自社単独で健康事業所宣言を実施いただいて結構です。なお、加入保険者で実施している場合は、自社単独ではなく、必ず加入保険者に申込し、実施するようお願いします。
2	健康事業所宣言の実施	健康事業所宣言は既に実施しているが、新たに行う必要はあるか。	既に実施していれば、新たに行う必要はありません。
3	健康事業所宣言書	2026.11追加 健康事業宣言書の発行が申請日まで間に合わない場合、健康事業所宣言のエントリーの写しでもよいか。	エントリーをしても、健康事業所宣言書が発行されない場合がありますので、健康事業所宣言書の写しを添付してください。
4	研修会の受講	研修会の受講者に役職や人数の条件はあるか。	研修会の目的は、女性の健康づくり等の理解向上を図るとともに、学んだことを自社の取組として実践いただくことですので、経営者や総務人事・福利厚生等の担当者の出席を想定しています。人数については条件等ありません。
5	研修会の受講	研修会の受講の履行確認方法は。	交付申請書に受講した研修会の名称と日付を記載いただき、県が保有する出席者名簿と照合します。交付申請の際は、法人登記簿の写しも提出いただくため、法人登記簿の事業所名、交付申請書の事業所名、研修会の事業所名が全て一致するようにお願いします。
6	研修会の受講	健康づくりの取組（成果目標）を既に実施している場合、女性の健康に関する研修会を受講しなくとも、奨励金の申請は可能か。	既に取組を実施している場合でも、県が指定する女性の健康に関する研修会を受講し、理解向上を図る必要があります。 奨励金の申請は研修会を受講した後に行っていただきます。
7	健康づくりの取組	健康づくりの取組（成果目標）は、セミナー受講後に取り組んだもののみが対象か。	セミナー受講前から取り組んでいる内容も対象となります。奨励金の申請時点で達成していることが条件となります。
8	健康づくりの取組	健康づくりの取組において、1つの取組項目の中で2つの成果目標を達成した場合、奨励金額は20万円となるのか。	奨励金額は各取組項目ごとに10万円となりますので、同項目内で2つ以上の成果目標を達成しても10万円となります。
9	健康づくりの取組	「休暇の取得促進」や「費用助成」の取組項目の成果目標のうち、「妊産婦健診、婦人科検診、骨粗鬆症検診、がん検診又は歯科検診」とあるものは、最低でもいずれか1つの検診に係る休暇や費用助成制度があればよいのか。	最低でもいずれか1つの検診に係る休暇や費用助成制度があれば奨励金の対象となります。

女性活躍・働く世代の健康づくり推進奨励金に関するQ＆A

2026.11

No	カテゴリ	質問	回答
10	健康づくりの取組	「休暇の取得促進」の取組項目について、取得できる休暇の時間や日数等に条件はあるのか。	日数等の条件はありません。
11	健康づくりの取組	「環境整備」の取組項目のうち、禁煙・受動喫煙防止のための環境づくりは、分煙などの環境を整えていれば対象となるか。	福島県の「空気のきれいな施設」の認証を受ける必要があります。
12	健康づくりの取組	「費用助成」の取組項目について、金額や助成割合等の条件はあるのか。	金額や割合等の条件はありません。
13	健康づくりの取組	2026.6追加 健康づくりの取り組みを職場内で周知・啓発等をした書類について具体例はあるか。	掲示物の写しではなく、健康づくりの取り組みについて利用を促す旨を職場内に送信したメールの写しや、セミナーの内容を職場内で共有しているワーキンググループの写真など、健康づくりの取り組みを職場内で推進していることがわかる書類を提出してください。
14	健康経営優良事業所の認定取得	奨励金の対象となる「ふくしま健康経営優良事業所の認定取得」は経済産業省の健康経営優良法人や各健康保険組合の健康優良企業の認定取得でも対象となるか。	奨励金の対象は、福島県が実施する「ふくしま健康経営優良事業所の認定取得」のみとなります。
15	健康経営優良事業所の認定取得	2024年度に既に認定を取得している場合、奨励金の対象となるか。	2024年度認定は対象とならず、「女性の健康づくりの取組」を新たに認定基準に加えた2025年度以降の認定が対象となります。
16	奨励金の申請	健康づくりの取組項目のうち、成果目標を達成したものからそれぞれ奨励金を申請することは可能か。	成果目標を達成したものから、順次奨励金を申請することが可能です。 なお、奨励金の交付は各取組項目ごとに1事業所あたり1回限りとなります。
17	奨励金の申請	ふくしま健康経営優良事業所の認定を取得しないと健康づくりの取組の奨励金も申請できないか。	認定を取得していない場合も、健康づくりの取組のみで奨励金を申請することは可能です。
18	奨励金の申請	女性を雇用していない事業所は奨励金の申請はできないか。	女性を雇用していない場合でも、健康事業所宣言を行い、対象の研修会を受講し、健康づくりの取組を行っていただくことにより、奨励金を申請することが可能です。

女性活躍・働く世代の健康づくり推進奨励金に関するQ＆A

2026.11

No	カテゴリ	質問	回答
19	奨励金の申請	社会保険労務士等による代理申請は可能か。	法令等に基づき適切な委任を受けた者からの代理申請は可能です。
20	奨励金の申請	2026.6追加 奨励金の募集が開始された年度より前にセミナーを受講した事業所は募集年度のセミナーを受講せずに奨励金を申請することは可能か。	募集年度のセミナーを受講した場合にのみ奨励金を申請することが可能です。ただし、過去に健康づくりの取組に対して奨励金の交付を受けている場合は、募集年度のセミナーを受講していなくとも、ふくしま健康経営優良事業所の認定についてのみの申請は可能です。
21	奨励金の申請	2026.7追加 「ふくしま健康経営優良事業所」の認定に係る奨励金についても、セミナー受講後1か月以内に申請する必要があるか。	「ふくしま健康経営優良事業所」の認定に係る奨励金には、セミナー受講後1か月以内という申請期限は適用されません。セミナー受講後1か月以内に申請する必要があるのは、健康づくりの取組に係る奨励金のみです。
22	奨励金の申請	2026.7追加 健康づくりの取組を1項目申請した後、新たに申請できる取組項目が生じた場合は、改めてセミナーを受講する必要がありますか。	新たな取組項目について追加で申請する場合は、同じ年度内でも改めてセミナーを受講していただく必要があります。
23	奨励金の申請	奨励金の内容や交付の条件、申請書の記載方法などについて、要綱やQAを見ても分からない箇所がある場合どのようにすればよいか。	県では、奨励金の交付条件や申請書の記載方法などについて丁寧に説明させていただきたいと考えていますので、担当窓口までお気軽にお問い合わせください。 【担当窓口】福島県健康づくり推進課 024-521-7236
24	奨励金の申請	2026.11追加 「費用助成」は再検査も該当するのか。	再検査だけでは該当しません。一次検診で助成していることが前提です。
25	奨励金の申請	2026.11追加 交付要綱第10条において、法人格を有しない場合は名称、所在地、代表者の氏名を記載した書類とあるが、具体的にどういう書類か。	保険関係成立届、雇用保険適用事業所設置届、一般事業主行動計画策定・変更届、個人事業の開業届等のうち、名称、所在地及び代表者の氏名が確認できる書類の写しを提出してください。これらは、法人登記簿に代えて、申請者及び事業所の基本情報を確認するためのものです。 あわせて、現在の所在地の確認を補完するため、申請日前3か月以内の公共料金の支払証明書等（事業所の所在地が確認できるもの）の写しを提出してください。
26	奨励金の申請	2026.11追加 従業員を雇用している個人事業主について、雇用状況を確認するためにどのような書類が必要か。また、その提出を求める理由は何か。	No.25に掲げる保険関係成立届、雇用保険適用事業所設置届、一般事業主行動計画策定・変更届のうち、労働者数や被保険者数等が確認できる書類の写しについては、従業員の雇用状況の確認資料としても使用します。 また、個人事業の開業届についても、「給与等の支払の状況」欄に使用人の人数等が記載されている場合は、確認資料として取り扱います。この他、雇用契約書、労働条件通知書、直近の賃金台帳又は出勤簿等の写しを提出いただくことでも差し支えありません。 これらは、申請書に記載された従業員の雇用状況や、休暇制度・費用助成制度等の適用対象を確認するためのものです。